

年金

社会保障・税一体改革における年金制度改革と残された課題

<一体改革で成立した法律>

社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)

年金機能強化法 (平成24年8月10日成立)

- ・ 基礎年金国庫負担2分の1の恒久化 : 平成26年 4月～
- ・ 受給資格期間の短縮(25年→10年) : 平成29年 8月～ (注)
- ・ 第2号被保険者の産休期間中の社会保険料免除 : 平成26年 4月～
- ・ 遺族基礎年金の父子家庭への拡大 : 平成26年 4月～
- ・ 短時間労働者への厚生年金適用拡大 : 平成28年10月～

(注) 上記の施行期日に改正する年金機能強化法改正案(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案)を第192回臨時国会に提出中

被用者年金一元化法 (平成24年8月10日成立)

- ・ 厚生年金・共済年金の一元化 : 平成27年10月～

年金生活者給付金法 (平成24年11月16日成立)

- ・ 低所得高齢者・障害者等への福祉的給付 : 消費税率10%引上げ時

国民年金法等改正法 (平成24年11月16日成立)

- ・ 年金特例公債(つなぎ国債)による 24・25年度の基礎年金国庫負担2分の1の確保
- ・ 年金額の特例水準の解消

(解消のスケジュールは、平成25年10月～▲1.0%、平成26年4月～▲1.0%、平成27年4月～▲0.5%)

<年金制度改革法案> (平成28年3月11日国会提出、継続審議)

- ・ 短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進
- ・ 国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除
- ・ 年金額の改正ルールの見直し
- ・ 年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)の組織等の見直し
- ・ 日本年金機構の国庫納付規定の整備

<残された課題>

- ・ 高齢期の就労と年金受給の在り方
- ・ 高所得者の年金給付の見直し

経済・財政再生計画及び改革工程表における改革項目等(年金制度)

改革項目	経済・財政再生計画	改革工程表	番号
マクロ経済スライドの在り方	<p>社会保障改革プログラム法等に基づき、マクロ経済スライドの在り方、短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲の拡大、高齢期における職業生活の多様性に応じ一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方、高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し等について、引き続き検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 年金額の改定のルールの見直しについて、2015年1月に行われた社会保障審議会年金部会における議論の整理等を踏まえ、可及的速やかに法案提出も含めた必要な措置を講ずる。 	①
短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大		<ul style="list-style-type: none"> 短時間労働者に対する適用拡大について、2015年1月に行われた社会保障審議会年金部会における議論の整理等を踏まえ、可及的速やかに法案提出も含めた必要な措置を講ずる。 年金機能強化法附則第2条の規定に基づき、短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について、2019年9月末までに関係審議会等において検討し、その結果に基づき、法案提出も含めた必要な措置を講ずる。 	①
高齢期における職業生活の多様性に応じた一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方		<ul style="list-style-type: none"> 高齢期における職業生活の多様性に応じた一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方について、高齢者雇用の動向等を踏まえつつ、年金受給開始年齢や就労による保険料拠出期間の在り方、その弾力的な運用の在り方を含め、次期の財政検証(2019年)に向けて、速やかに関係審議会等において検討 → その結果に基づき、法案提出も含めた必要な措置を講ずる 	②
高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し		<ul style="list-style-type: none"> 高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方について、高所得者の老齢基礎年金の支給停止、被用者保険の適用拡大を進めていくことや、標準報酬の上下限の在り方の見直しなど年金制度内における再分配機能の強化に関し、年金税制や他の社会保険制度の議論を総合的に勘案し、速やかに関係審議会等において検討 → その結果が得られたものから法案提出も含めた必要な措置を講ずる 	③

公的年金制度について、制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準の確保等を図るため、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく社会経済情勢の変化に対応した保障機能の強化、より安全で効率的な年金積立金の管理及び運用のための年金積立金管理運用独立行政法人の組織等の見直し等の所要の措置を講ずる。

概要

1. 短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進(平成28年10月実施)

500人以下の企業も、労使の合意に基づき、企業単位で短時間労働者への適用拡大を可能とする。

(国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする。)

※ 501人以上の企業等を対象に、平成28年10月から適用拡大を実施することは既に法定化。

2. 国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料の免除(平成31年4月施行)

次世代育成支援のため、国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料を免除し、免除期間は満額の基礎年金を保障。この財源として、国民年金保険料を月額100円程度引上げ。

3. 年金額の改定ルールの見直し((1)は平成30年4月、(2)は平成33年4月施行)

公的年金制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するため、年金額の改定に際して、以下の措置を講じる。

(1) マクロ経済スライドについて、年金の名目額が前年度を下回らない措置を維持しつつ、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を含めて調整。

(2) 賃金変動が物価変動を下回る場合に賃金変動に合わせて年金額を改定する考え方を徹底。

4. 年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)の組織等の見直し(平成29年10月(一部公布日から3月以内)施行)

合議制の経営委員会を設け、基本ポートフォリオ等の重要な方針に係る意思決定を行うとともに、執行機関の業務執行に対する監督を行うほか、年金積立金の運用に関し、リスク管理の方法の多様化など運用方法を追加する措置を講ずる。

5. 日本年金機構の国庫納付規定の整備(公布日から3月以内施行)

日本年金機構に不要財産が生じた場合における国庫納付に係る規定を設ける。

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の概要（平成28年9月26日国会提出）

年金受給資格期間を25年から10年に短縮することについて、平成29年度中から実施できるよう、年金機能強化法（※）を改正し、施行期日等を改める。

※公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号）

概要

1. 年金受給資格期間短縮の施行期日の改正

老齢基礎年金等の受給資格期間短縮に係る施行期日を、**消費税10%引上げ時（※※）から、平成29年8月1日に改める。**
（同年9月分の年金から支給し、初回の支払いは同年10月となる）

2. その他所要の規定整備

施行期日 公布の日

※※社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

（参考）

「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年8月2日）（抄）

I. 一億総活躍社会の実現の加速、（3）社会全体の所得と消費の底上げ

②年金受給資格期間の短縮

無年金の問題は喫緊の課題であり、年金受給資格期間を25年から10年に短縮することについて、平成29年度中に確実に実施できるよう、所要の法案を提出する。

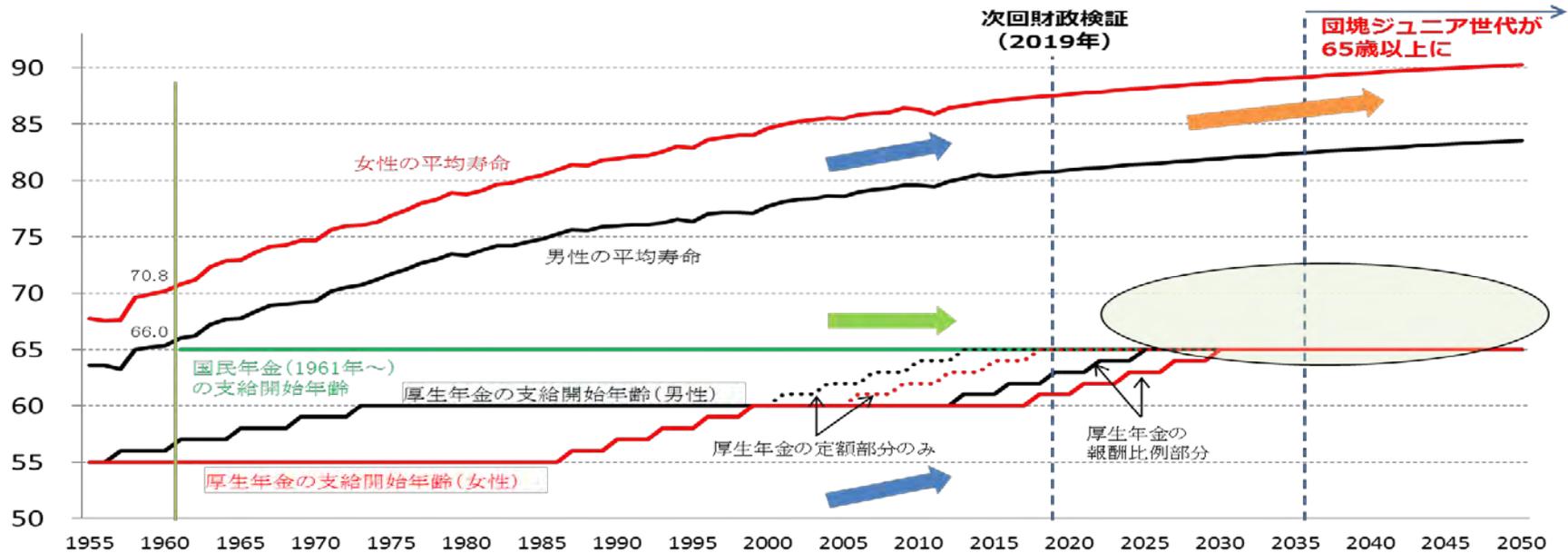
対象者数（見込み）

約40万人（期間短縮により初めて老齢基礎年金の受給権を得る者）
上記の他、特別支給の老齢厚生年金対象者等を含めると、対象者は約64万人

所要額（見込み）

約650億円（満年度ベース・平成30年度）
初年度（平成29年度）は約260億円（29年9月～30年1月の計5ヶ月分の支給）

- 平均寿命が伸びる中、厚生年金については支給開始年齢の引上げが順次行われてきているが、国民年金については、1961（S36）年の制度創設以降、支給開始年齢の引上げが行われたことはない。
- ※ 主要先進国（米・英・独・仏・伊）では支給開始年齢の67～68歳への引上げが実施されている。
- ※ 日本は、65歳への引上げの途中であり、また、引上げ後においても、平均寿命が長いことから、他国と比べて平均受給期間が長い。過去の例を見ると、支給開始年齢の引上げの決定から実施までに相当の期間を要している。



(注)2015年以降は推計。
 (出所)「H26年簡易生命表の概況」(厚生労働省)、「日本の将来推計人口(H24年1月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)の死亡中位ケース

<検討規定>

- 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成25年12月13日法律第112号) 第六条
 - 2 政府は、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
 - 三 高齢期における職業生活の多様性に応じ、一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方

【改革の方向性】 (案)

- 高齢期における年金受給の在り方については、高齢者雇用の動向等を踏まえつつ、年金受給開始年齢の在り方等を含め、次期の財政検証に向けて、速やかに検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講じるべきである。

高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方 及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し

- 老齢基礎年金は、老齢期における稼働能力の喪失に対応するためのものであり、その財源の1/2は国庫負担である。
- 高所得者に係る基礎年金給付については、世代間の公平性確保の観点等から見直しを図るべきではないか。

<社会保障・税一体改革の政府原案に当初盛り込まれた改正案> 【3党協議の過程で検討事項とされた】

- 低所得者等への加算の導入と合わせて、世代内及び世代間の公平を図る観点から、高所得の基礎年金受給者の老齢基礎年金額について、国庫負担相当額を対象とした支給停止を行う(税制抜本改革の施行時期にあわせて施行(2015(H27)年10月))。
- 老齢基礎年金受給者について、所得550万円(年収850万円相当)を超える場合に、老齢基礎年金額の一部の支給停止を開始し、所得950万円(年収1300万円相当)以上の者については、老齢基礎年金額の半額(最大3.2万円)を支給停止する。

(注) 所得550万円(年収850万円) : 標準報酬の上位約10%に当たる収入(老齢年金受給権者のうち、上位約0.9%に当たる年収)
所得950万円(年収1300万円) : 標準報酬の上位約2%に当たる収入(老齢年金受給権者のうち、上位約0.3%に当たる年収)

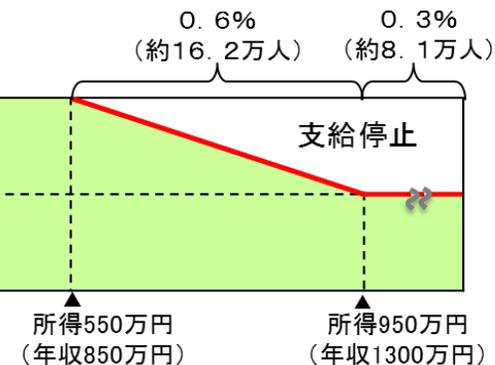
(支給停止のイメージ)

老齢基礎年金

6.4万円
(満額)

3.2万円
(満額の場合の
国庫負担相当額)

所得550万円未満の者(老齢年金受給者の約99%)については、
支給停止は行わない。



<検討規定>

- 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成25年12月13日法律第112号)

第六条

2 政府は、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

四 高所得者の年金給付の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し

【改革の方向性】 (案)

- 高所得者の年金給付の在り方等については、高所得者の老齢基礎年金の支給停止など、年金制度内における再分配機能の強化等に関し、速やかに検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講じるべきである。